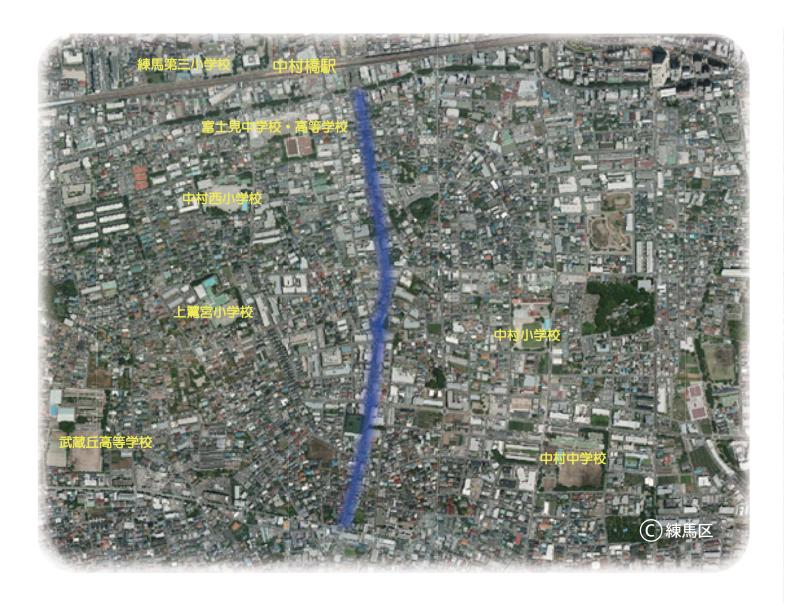
## 道路整備計画のあらまし

東京都市計画道路

# 補助第133号線

(中野区上鷺宮一丁目 ~ 練馬区中村北三丁目)



東京都第四建設事務所

## 計画の概要

東京都は、都市計画道路の計画的、効率的な整備を進めるため「区部における都市計画道路の整備方針」を平成16年3月に策定しました。

今回整備する補助第133号線は、この方針を踏まえ、自動車交通の円滑化及び防災性の向上に資する路線として整備を進めます。

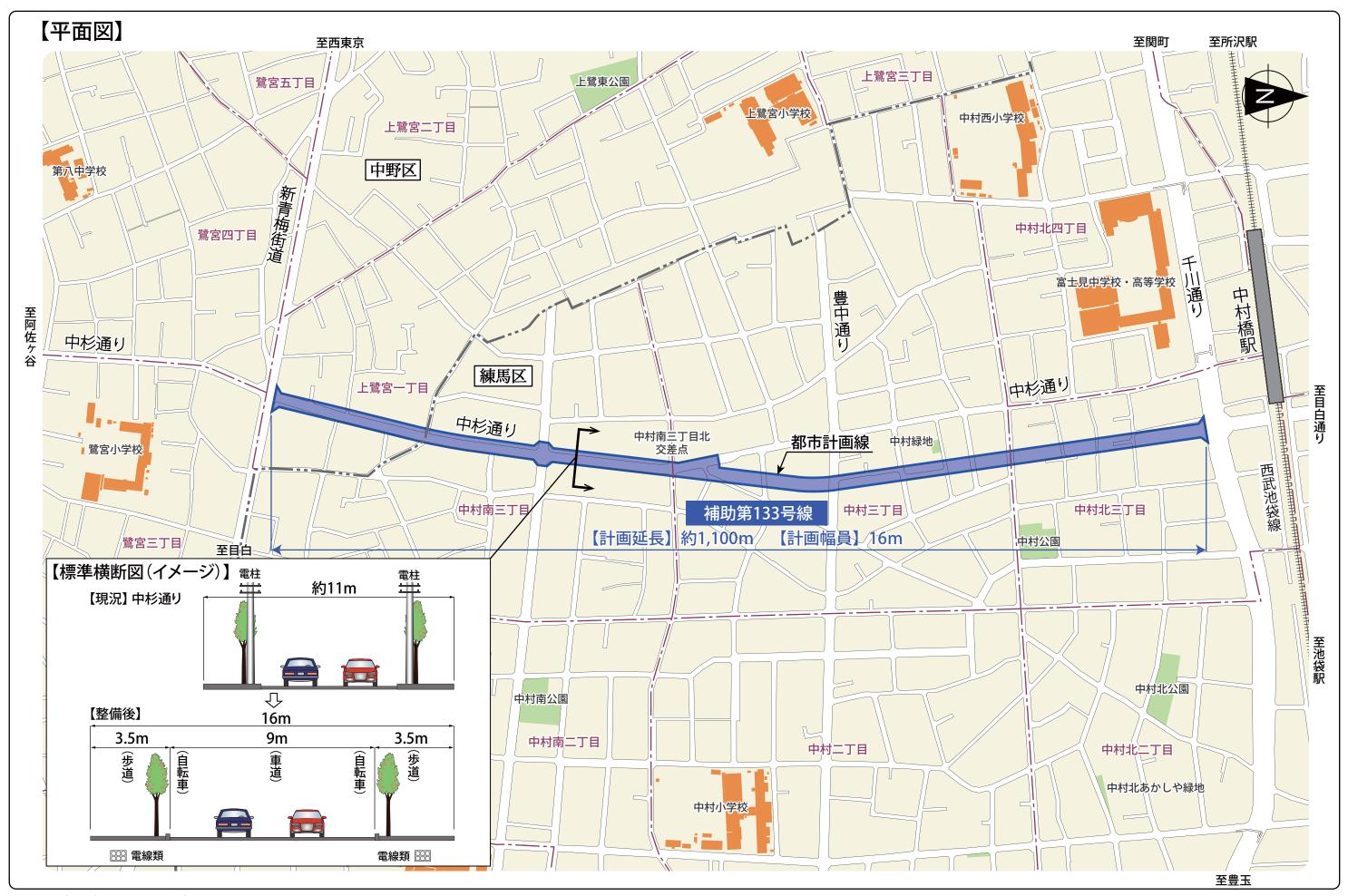
#### 補助第133号線

補助第133号線は、世田谷区桜丘一丁目から板橋区赤塚六丁目までの都市計画道路 (延長約16km)で、環状方向の幹線道路の機能を補完する重要な道路です。

このたび、中野区上鷺宮一丁目から練馬区中村北三丁目までの計画延長約1,100m 区間の整備を行います。



## 補助第133号線の概要



### 現況・用地測量の概要

今回行う測量作業は、平成27年度から平成28年度にかけ現況測量と用地測量を一連の作業として効率的に行い、早期に「事業着手の手続き」を進めます。

#### 現況測量とは

- 〇都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道 路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- ○できあがった図面に道路の都市計画線を書き入れて、計画道路 の位置を明らかにします。
- ○また、都市計画線の幅や中心線を現地に標示するため、杭また は鋲を設置します(駐車場、庭、軒下など、建物にかからない 場所への設置にご協力をお願いします)。

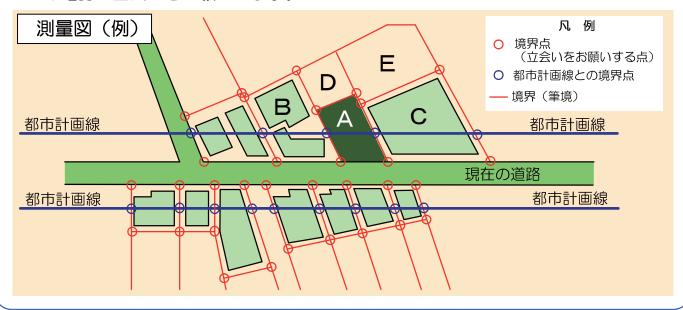


#### 用地測量とは

- 〇都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の 立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ○境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に 必要な面積の算出及び図面の作成を行います。
- ○下の【測量図(例)】で、Aさんの用地測量を行う場合は、BさんとCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。



- 〇また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに 確認を行います。
- 〇そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



### 道路の整備効果

補助第133号線を整備することにより、以下のような整備効果が期待されます。

#### 安全性・快適性の向上

- 〇中杉通り(中村南三丁目北交差点から千川通り交差点)の通過交通抑制 中杉通りの歩行者、自転車、自動車の安全性の向上
- 〇安全で快適な歩行空間の創出 歩道のバリアフリー化、自転車走行空間の整備
- ○良好な道路景観の形成 連続的な歩道植栽、電線類の地中化(無電柱化)

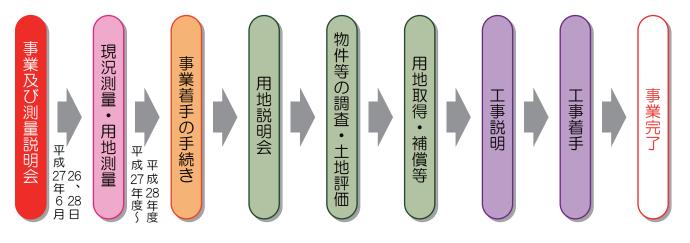
#### 防災性の向上

- 〇地域における防災性の向上
  - 延焼遮断帯の形成による災害被害の低減
  - 消火活動、救援・救護活動に資する空間の確保
  - 安全な避難路、緊急車両通行路の確保

#### 適切な道路ネットワークの形成

○地域交通の円滑化とアクセス性の向上 目白通り、千川通り、新青梅街道等とのネットワーク形成

## 事業の進め方



お問合せは

東京都第四建設事務所 工事第一課 03-5978-1727 東京都豊島区南大塚二丁目36番2号

